

## 令和4年度西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町及び佐用町の区域をいう。）の山城の新たな層への認知度向上を図る。この要綱は、西播磨の山城イメージキャラクター「山城3兄弟」を活用した新たな商品開発、または既存商品のパッケージを改めて制作を行う事業者に対し、西播磨ツーリズム振興協議会が行う補助金の交付等について必要な事項を定める。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- (1) 西播磨地域に製造所または販売所がある事業者
- (2) 西播磨地域の産品等を材料とした商品を開発する事業者

### (補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、西播磨ツーリズム振興協議会長（以下「会長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の全額または一部とし、1団体につき10万円を上限とする。（ただし、千円未満の端数は切り捨て）

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）を会長が指定する期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の概要
- (2) 役員の名簿
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則等
- (4) 設計図、イメージ画、既存商品の写真やパンフレットなど、企画内容がわかる資料経費見積書等、事業内容が分かる資料
- (5) その他会長が必要と認めるもの

### (補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付決定し、「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）により当該補助金の交付の申請を

した者に通知するものとする。

(事業の変更、中止又は廃止)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情により次の各号に掲げる事業の変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、速やかに「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（別表2に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（別表2に定める軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金交付決定内容変更承認通知書（兼補助金交付決定変更通知書）」（様式第4号）又は「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）」により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和5年4月10日のいずれか早い日までに「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金実績報告書」（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 支出に係る領収証の写し
- (2) 写真等、事業の実施状況が分かる資料
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の審査を行い、この要綱に定める事項に合致するものと認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）」により当該補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求および支払い)

第10条 会長は、補助事業者から提出される「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金請求書」（様式第8号）により、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、第6条に規定する補助金交付決定後において、当該補助事業者又は補助事業が第2条又は第3条に規定する要件に合致しないものと認めた場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、「西播磨山城3兄弟を活用した商品開発支援事業補助金交付決定取消通知書」(様式第9号)により事業者へ通知するものとする。

2 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	「西播磨の山城 3 兄弟」を活用した商品開発支援事業費補助								
補助事業の対象となる経費	<p>「西播磨の山城 3 兄弟」を活用した商品の開発または既存商品のパッケージの改変、お土産物袋や包装紙への印刷</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="643 490 810 546">経費区分</th> <th data-bbox="810 490 1315 546">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="643 546 810 658">開発費</td> <td data-bbox="810 546 1315 658">材料費、試作加工費、容器・包装等の材料費、機器購入費、デザイン費、印刷費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 658 810 730">PR 費</td> <td data-bbox="810 658 1315 730">商品の PR に関する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 730 810 801">その他経費</td> <td data-bbox="810 730 1315 801">その他会長が特に必要と認める経費</td> </tr> </tbody> </table>	経費区分	内 容	開発費	材料費、試作加工費、容器・包装等の材料費、機器購入費、デザイン費、印刷費	PR 費	商品の PR に関する経費	その他経費	その他会長が特に必要と認める経費
	経費区分	内 容							
	開発費	材料費、試作加工費、容器・包装等の材料費、機器購入費、デザイン費、印刷費							
	PR 費	商品の PR に関する経費							
その他経費	その他会長が特に必要と認める経費								
<p>○開発後、継続的に販売（使用）すること。 （1 回限りの販売（使用）は不可）</p> <p>○商品には次の表示を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品のパッケージ等に「西播磨の山城 3 兄弟」及び「山城復活プロジェクトロゴマーク」を使用すること</li> <li>・可能な限り、商品名に「西播磨の山城」の文字を使用すること</li> </ul> <p>○山城復活プロジェクトの趣旨を大きく逸脱しない活用方法であること</p>									
<p>※画像データは西播磨ツーリズム振興協議会事務局より提供</p> <p>※「西播磨の山城 3 兄弟」「山城復活プロジェクトロゴマーク」の使用にあたっては、別途西播磨ツーリズム振興協議会事務局へ使用承諾の申請を行うこと</p> <p>※画像データの取り扱いについては使用規定に基づいて使用すること</p>									

別表 2 (第 7 条関係)

項 目	内 容
軽微な経費配分の変更	補助対象経費全体の 20%以内の変更で、かつ補助金額に増額を生じないもの
軽微な事業内容の変更	補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部を変更する場合